

鹿屋市表彰規則の一部を改正する規則

鹿屋市表彰規則（平成18年鹿屋市規則第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 スポーツ表彰は、次の各部門において、スポーツを通して本市の名誉を高めた者又は団体に対して行うものとする。

スポーツ優秀

スポーツ奨励

附 則

この規則は、令和6年9月20日から施行する。